



第33回 給与所得者の特定支出

Q

私は去年の4月から福岡へ単身赴任していますが、同居していた母の介護のためほぼ毎週帰宅しており、帰宅旅費だけでかなりの出費になります。また、転任で今まで経験のない仕事の担当になってしまい、通信教育で研修も受けています。

転居費用、帰宅旅費、研修費などは、転任により特別にかかった費用ですが、税金面で何か救済措置はないのでしょうか。

A

今月のご質問は、単身赴任中の給与所得者から、転任により特別にかかった費用に関するものです。

給与所得者は、一定の方を除き年末調整でその年の税金の精算をし、確定申告は不要です。しかし、給与所得者が次の「1 特定支出」に該当する一定額以上の費用を支出した場合には必要書類を添えて確定申告をすることにより税金が軽減される場合があります。

この「特定支出」には、転任に伴うものとそうでないものがあります。

1 特定支出

特定支出とは、給与所得者が支出する次の(1)～(7)に掲げる支出のうち一定のものです。ただし、非課税とされる給与等の支払者(以下「使用者」という。)からの補填金等を除きます。

(1) 通勤費

一般の通勤者として通常必要な交通機関の利用又は自動車等の交通用具(以下「交通用具」といいます。)の使用のための支出

イ 交通機関を利用する場合

その年中の運賃・料金の合計額(1月当たりの定期乗車券等の合計額が限度)

ロ 交通用具を使用する場合

使用者により証明された経路及び方法により交通用具を使用するために支出する燃料費や有料道路の料金等

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)

ハ 交通機関と交通用具の両方を使用する場合

上記イにより計算した額とロにより計算した額の合計額

(2) 職務上の旅費

勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅費であることにつき使用者によって証明がされたもののうち、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により要する次の支出

イ 運賃及び料金(グリーン車・ファーストクラス等の特別車両料金等は含まれません。以下同じです。)

ロ 交通用具を使用する場合の燃料費と有料道路の料金

ハ ロの交通用具の修理のための支出(その旅行に係る部分に限ります。また、その方の故意又は重大な過失により生じた事故に係るものを除きます。)

(3) 転居費用

転任に伴うものであることについて使用者により証明がされた転居のための支出のうち、転任の事実が生じた日以後1年以内にする転居のための自己又はその配偶者その他の親族に係る次のような支出

イ 転居のための旅行に通常必要であると認められる運賃及び料金

ロ 転居のために自動車を使用することにより支出する燃料費と有料道路の料金

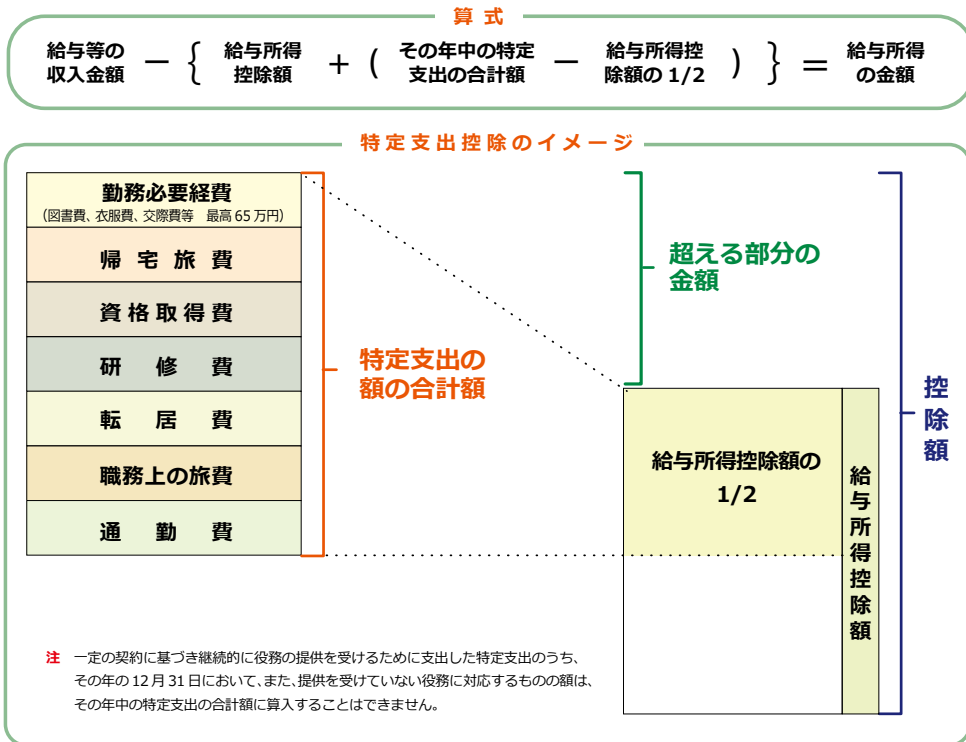
ハ 転居に伴う通常必要な宿泊費の額

ニ 転居のための生活の用に供する家具その他の資産の運送に要した費用

(4) 研修費

職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修であることについて使用者によって証明された支出(人の資格を取得するためのものを除きます。)

■ 図表



(5) 資格取得費

人の資格を取得するための支出で、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものであることについて使用者によって証明がされたもの

(6) 帰宅旅費

転任に伴い次のイの掲げる場合に該当することとなったことについて、使用者によって証明がされた場合における、その方の勤務する場所又は居所とその配偶者その他の親族が居住する場所との間のその方の旅行で、運賃、時間等が最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法によるものに要する次の口の支出

- イ 転任に伴い次に掲げることとなった場合
 - (イ) 生計を一にする配偶者との別居を常況とすること
 - (ロ) 配偶者と死別・離婚後婚姻していない方等が ①生計を一にする所得金額の合計額が48万円以下の子、②生計を一にする特別障害者である子との別居を常況とすること
- ロ その旅行に要する次に掲げる支出
 - (イ) 運賃及び料金
 - (ロ) 交通用具の使用に係る燃料費及び有料道路の料金

(7) 勤務必要経費

次に掲げる支出（65万円が限度です。）で、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものであることにつ

いて使用者により証明がされたもの

- イ 図書費
 - 書籍や雑誌等で職務に関連するものを購入するための支出
- ロ 衣服費
 - 制服、事務服、作業服など使用者により勤務場所において着用することが必要とされるものを購入するための支出
- ハ 交際費等
 - 交際費、接待費その他の費用で使用者の得意先、仕入先その他職務上関係ある者に対する接待、供応、贈答等の行為のための支出

2 特定支出がある場合の給与所得の金額

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除して計算しますが、特定支出の額の合計額が、給与所得控除額の2分の1相当額を超える場合は、超える額を給与所得控除後の金額から控除して給与所得金額を計算します。（図表参照）

3 ご質問の場合

ご質問は転任による転居費用、単身赴任先からの帰宅費用、及び研修費用についてですが、使用者から証明されれば、特定支出に該当します。必要書類を添えて確定申告してください。